

(液状化現象により被害を受けた家屋の評価)

[Q12] 特定非常災害に伴う液状化現象により被害を受けた家屋はどのように評価するのですか。

[A]

Q10(被災した家屋の評価)のとおり評価します。

なお、液状化現象により傾いた家屋を水平にするための工事等を特定非常災害の発生直後から課税時期までの間に行っている場合には、その工事等は、Q11(被災した家屋について修理、改良等を行っている場合の評価)における「特定非常災害の発生直後から課税時期までに投下したその修理、改良等に係る費用現価」に係る「修理」に該当することになります。

したがって、その液状化現象により傾いた家屋を水平にするための工事費用については、家屋の修理費用として、その100分の70に相当する金額を特定非常災害により被災した家屋の価額に加算して評価することになります。

(注)1 Q10により計算した金額と工事費用の100分の70に相当する金額の合計額が特定非常災害の発生直前の家屋の価額を超える場合には、特定非常災害の発生直前の固定資産税評価額により評価して差し支えありません(Q11参照)。

2 特定非常災害以外の災害に伴う液状化現象により被害を受けた場合においても、この取扱いに準じて評価して差し支えありません。

【関係法令等】

災害個別通達6

評価通達89